

特定秘密保護法の廃止を求める決議

2014年5月16日

千葉県弁護士会定期総会

第1 決議の趣旨

昨年12月6日に成立した特定秘密保護法は、行政機関の保有する情報に対する国民の知る権利を侵し、国による国民監視を強化し、もって、基本的人権の保障、国民主権、および平和主義を危うくし、立憲主義に反するものである。

よってその廃止を求める。

第2 決議の理由

1 これまで当会では、2012年4月27日付「秘密保全法の国会提出に反対する会長声明」、2013年10月16日付『特定秘密保護法案』に反対する意見書、同年11月29日付「特定秘密保護法案の衆議院通過に対する抗議と参議院での廃案を求める会長声明」、及び同年12月11日付「特定秘密保護法案の参議院強行採決に抗議する会長声明」を公表した。

2 当会は、この法律が成立したとはいえ施行前であるこの時期にあらためて、この法律が国民主権、基本的人権の保障、平和主義の憲法原則に反することを指摘してその廃止を求めるものである。

この法律は、行政機関の判断で情報を秘密指定することとし、秘密指定された情報を国民が知ることを厳罰によって禁止するものであるところ、国の保有する情報は原則公開すべきものであり、このような秘密法制を必要とする立法事実がないにもかかわらず制定されたものである。

この法律の問題点は、曖昧で広範な秘密概念によって恣意的な拡大解釈がされるおそれがあること、秘密指定期間が無期限となる余地があること、規制の対象となる情報取扱者が公務員だけでなく民間の事業者・研究者・一般市民にまで及ぶこと、適性評価制度によりプライバシー侵害や思想・信条による差別と国民監視が強められること、未遂・過失・共謀・教唆・煽動など犯罪行為類型が広範で、取材・報道・出版の自由や国民の知る権利が阻害されるおそれがあること、これらを通じて報道関係者だけでなく国民の間に自主規制や萎縮の

動きが強まるおそれがあること、刑事裁判において秘密の内容が十分に明らかにされないまま裁判手続が進められ、公開法廷で適正な手続によって公正な裁判を受ける権利が侵害されることなどであり、基本的人権を侵害する恐れが極めて高い。

ひとたび国政に関する重要な情報が秘密指定されれば、国民はそれらの情報を知ることができず適切な判断や意見表明ができなくなる結果、民主主義が機能しなくなり、国民主権が蔑ろにされることになりかねない。

この法律は、この法律に先だって成立した国家安全保障会議設置法や、政府が制定を目指している「国家安全保障基本法案」、政府の集团的自衛権行使容認論などとともに、海外で日本が軍事力を行使することを可能にするための法制度の一つであり、平和主義に反するものである。

- 3 この法律は、国民の中の各界、各層から強い反対の声があり、国際社会からも懸念の声があったにもかかわらず、国会での審議は十分尽くされたとはいえ、拙速に強行採決に至ったものであり、議会制民主主義に反するものであった。

なお、国会審議の中では、行政機関による秘密指定の適法性や妥当性についてチェックする第三者機関が必要だとの指摘もあったが、十分な時間をかけた審議はされず、結局、行政から独立して行政の判断をチェックする権限のある第三者機関は設けられていない。

- 4 以上のとおり、この法律は国の保有する情報に対する国民の知る権利を侵害し、基本的人権の保障、国民主権及び平和主義という憲法の基本原則を蔑ろにするものである。

したがって、当会は、この法律が一部の手直しでは修復不可能な法律であって、法律そのものを廃止すべきであると考えている。

この法律の成立直後から、各界・各層で廃止を求める多くの声上がり、廃止を求めるための様々な取り組みが進められている。当会も、この法律の廃止に向けた取り組みを鋭意進める所存である。

2014年（平成26年）5月20日

千葉県弁護士会

会長 蒲田 孝

